

香川県条例第34号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
（定義） 第2条 略 （基準の一般原則） 第3条 略 別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係） <table><tr><th>社会福祉施設等</th><th>法令</th></tr><tr><td>1～13 略</td><td></td></tr><tr><td>14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する地域活動支援センター</td><td>略</td></tr><tr><td>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第29項に規定する福祉ホーム</td><td>略</td></tr><tr><td>16～18の2 略</td><td></td></tr></table>	社会福祉施設等	法令	1～13 略		14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する地域活動支援センター	略	15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第29項に規定する福祉ホーム	略	16～18の2 略		（定義） 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。 （基準の一般原則） 第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。 2 略 別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係） <table><tr><th>社会福祉施設等</th><th>法令</th></tr><tr><td>1～13 略</td><td></td></tr><tr><td>14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター</td><td>略</td></tr><tr><td>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する福祉ホーム</td><td>略</td></tr><tr><td>16～18の2 略</td><td></td></tr></table>	社会福祉施設等	法令	1～13 略		14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター	略	15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する福祉ホーム	略	16～18の2 略	
社会福祉施設等	法令																				
1～13 略																					
14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する地域活動支援センター	略																				
15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第29項に規定する福祉ホーム	略																				
16～18の2 略																					
社会福祉施設等	法令																				
1～13 略																					
14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター	略																				
15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する福祉ホーム	略																				
16～18の2 略																					

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。